シニアライフローン

（一社）しんきん保証基金保証

（２０２４年８月１日現在）

１．商品名	○シニアライフローン
２．ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満６０歳以上満８０歳以下の方で、最終返済時の年齢が満８０歳以下の方 ② 国民年金・厚生年金・各種共済年金の受給者で、当金庫に年金受取口座がある方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをされた方 ③ 年金担保借入がない方 ④ 当金庫の会員または会員となる資格（下記ｉもしくはⅱに該当する方）を有する方 ｉ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ⅱ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
３．お使いみち	○お申込人またはお申込人のご家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫・兄弟）が、リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ※ただし、次の資金はご融資の対象外とさせていただきます。 ① 事業資金 ② 株式取得資金（自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含む） ③ 投機的な性格の資金 ④ 納税支払資金 ⑤ 転貸資金 ⑥ 旧債返済資金（消費者金融への返済資金）
４．ご融資形態	○証書貸付
５．ご融資金額	○１００万円以内（１万円単位）
６．ご融資期間	○＜固定金利型＞３ヵ月以上１０年以内（１ヵ月単位）
７．ご融資利率	○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○お借入期間中のご融資利率について ＜固定金利型＞ お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○現在のご融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。
８．ご返済方法	○隔月元金均等・元利均等割賦返済、または毎月元金均等・元利均等割賦返済とします。 ○返済日は隔月割賦返済の場合は偶数月１５日、毎月割賦返済の場合は毎月１５日とします。 ○６ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用はできません。 ○元金返済据置期間は６ヵ月以内とします。 ※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。
１０．保証人・担保	○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
１１．保証料	○ご融資利率に含まれますので別途必要ありません。

１２. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、フリーダイヤル０１２０-３０１-８６５）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
１３. その他	○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。